

<p>法制度 (仕組み)</p>	<p>日本国内において、どのような法整備が必要でしょうか。今後のソーシャルワークの体制全体の改善について、具体的なアイデアはありますか？たとえば選択可能なソーシャルワーカー制度に変更するなど是可以のできるのでしょうか。</p> <p>また、行政における（県・市）の担当部署はどこになるのか教えてください。</p>
----------------------	--

(後藤氏)

児童相談所の児童福祉司の人数を増やす。少なくとも、養子縁組や里親育成・探しを専門に扱う担当が必要でしょう。現在は1人の福祉士が虐待から非行から100件ものケースを抱えている状況です。

(赤尾氏)

「予期しない妊娠をした女性をいかに迅速に支援し、その女性と子どもの命を守るか」「一人でも多くの子どもに早期に安心できる家庭を提供するためにどうするか」という視点を立った制度は必要でしょう。そこには、日本の養子縁組をどう推進し、施設養育をどう減らしていくか、という明確なビジョンがあってほしいと願います。そういう意味で、現在保留となっている養子あっせん法案は斡旋事業者を規制する目的で作られている部分が多く、本来日本が目指すべき目的とは逆の流れになってしまうことが懸念されます。また、子どもを養育する意思のない親の親権の停止についても、きちんと定める必要があると思います。

東京都でいえば都の乳児院には都の職員が天下りしているため、乳児院へのこども委託を減らすわけにはいかないという話が伝わってきています。天下りに関してはよくわかりませんが、都に限らず施設はある程度子どもの数を確保しておかないと次年度の財源や人材が確保できないようです。経営を継続するために、施設が里親委託や養子縁組に積極的になれないという問題があり、これが日本の養子縁組が進まない大きな理由の一つでもあります。ほかの理由として、子どもに会いに来ないような親でも、親権が強い日本ではその親の意向が優先されるということも挙げられます。

担当部署の名称は都道府県によって異なるかもしれませんが、例えば東京都であれば、「福祉保健局少子社会対策部家庭支援課児童相談所運営係」です。